

3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成19年度には63兆5,654億円となり、社会保障給付費に対する割合は69.5%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成18年度	平成19年度	対前年度伸び率
	億円	億円	%
社会保障給付費	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	2.6
年 金 保 険 給 付 費	457,716	467,994	2.2
老人保健（医療分）給付費	102,874	102,807	△ 0.1
老人福祉サービス給付費	60,602	63,728	5.2
高年齢雇用継続給付費	1,105	1,125	1.9
計	622,297 (69.8)	635,654 (69.5)	2.1
	万人	万人	%
60歳以上人口	3,475	3,594	3.4
65歳以上人口	2,660	2,746	3.2
70歳以上人口	1,898	1,963	3.4
75歳以上人口	1,217	1,270	4.4

(注)

- （ ）内は社会保障給付費に占める割合である。
- 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の福祉サービス費等からなる。
- 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。
- 老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成18年10月には75歳以上となっている。上記「老人保健（医療分）給付費」の平成18年度と平成19年度の額については、対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成19年度国民医療費（厚生労働省）」によると、平成19年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は4.3%の増加である。

III 平成19年度社会保障財源の概要

平成19年度の社会保障財源の総額は100兆4,289億円である。

- (1) 項目別割合をみると、社会保険料が56.6%、公費負担が30.9%、他の収入が12.5%となっている。
- (2) 対前年度比は3.8%の減少となった。

表7 項目別社会保障財源

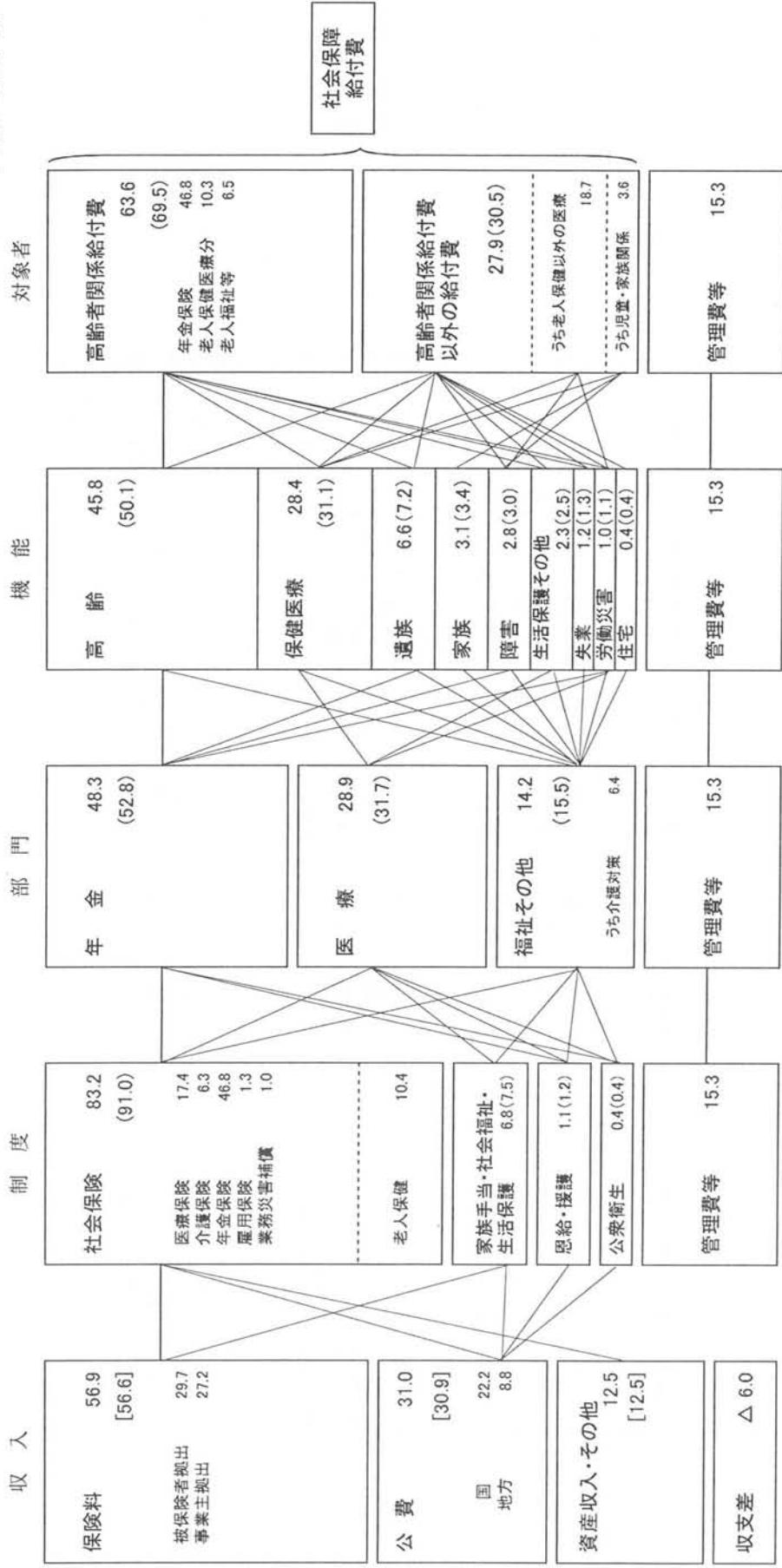
	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 1,043,713 (100.0)	億円 1,004,289 (100.0)	億円 △ 39,424	% △ 3.8
I 社会保険料	562,016 (53.8)	568,740 (56.6)	6,725	1.2
事業主拠出	269,847 (25.9)	272,010 (27.1)	2,163	0.8
被保険者拠出	292,169 (28.0)	296,730 (29.5)	4,562	1.6
II 公費負担	303,439 (29.1)	310,368 (30.9)	6,929	2.3
国	218,703 (21.0)	221,900 (22.1)	3,198	1.5
地方	84,736 (8.1)	88,468 (8.8)	3,731	4.4
III 他の収入	178,259 (17.1)	125,181 (12.5)	△ 53,078	△ 29.8
資産収入	87,222 (8.4)	20,363 (2.0)	△ 66,859	△ 76.7
その他	91,037 (8.7)	104,818 (10.4)	13,781	15.1

(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 「他の収入」については、厚生年金等における積立金の規模及び運用収入を時価ベースで評価すること等に留意する必要がある。また「その他」には積立金からの受入を含む。
3. 国民健康保険の共同事業支出金等について精査を行い、これまで「公費負担」の「地方」に含まれていた収入を「他の収入」の「その他」に計上し直したため、過去に遡って必要な改訂を行った。

図3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費（2007（平成19）年度）

(単位：兆円、%)



(注)

- 「児童・家族関係」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当である。
- 平成19年度の社会保障収入は100.4兆円（他制度からの移転を除く）であり、〔 〕内は社会保障給付費に対する割合。
- 平成19年度の社会保障給付費は91.4兆円であり、（ ）内は社会保障給付費に対する割合。

統 計 表

